

役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まつえ友愛会（以下、法人という）の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償について定める。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者を常勤役員という。
- (3) 常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- (4) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- (5) 職務執行の対価として支払う報酬、賞与及び退職手当等を報酬等という。
- (6) 職務遂行に伴い発生する旅費等（交通費、宿泊費等）を費用という。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 役員及び評議員には、その職務形態に応じ、次の報酬等及び費用を支払うことができる。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 理事長及び常勤役員 | 報酬、賞与、退職手当、費用 |
| (2) 非常勤役員 | 報酬、費用 |
| (3) 評議員 | 費用 |

- 2 非常勤役員が理事長の命により業務を執行した場合は、報酬及び費用を支給する。
- 3 非常勤役員が理事会若しくは評議員会に出席した場合は、費用のみを支給する。
- 4 評議員が評議員会へ出席した場合は、費用を支給する。
- 5 理事長及び常勤役員に対する退職手当は、その職務を円満に1年以上勤務し、かつ任期の満了、辞任又は死亡により当該理事長及び常勤役員を退任した者に限り支給する。
- 6 常勤の理事で職員としての立場を有する者に対しては、職員給与とは別に報酬等を支給する。

(理事長及び常勤役員の執務規範)

第4条 理事長は、土曜日及び日曜日を除く1ヵ月の営業日数の概ね1/2以上は執務に努めなければならない。

- 2 常勤役員は、変形労働時間制非適用職員の1日当たり及び1ヵ月当りの就労時間及び就労日数と同様な執務に努めなければならない。

(報酬等の額の決定)

第5条 当法人の理事全体の報酬等の総額は、評議員会の決議を必要とし、その額は年間18,200,000円以内とする。

- 2 この法人の監事全体の報酬等の総額は、評議員会の決議を必要とし、その額は年間2,000,000円以内とする。
- 3 この法人の理事長及び常勤役員の報酬月額は、別表1に定める額を上限とし、理事

会で決定する。

4 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、別表4に定める額とする。

(賞与及び退職手当の額の算定方法)

第6条 理事長及び常勤役員に対する賞与及び退職手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 賞与 別表2に定める額を上限とし、支給時期における職員への支給状況を勘案して理事長が決定する。

(2) 退職手当 別表3に定める計算式により算出される額。

2 職員としての立場を有する常勤役員には、退職手当は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長及び常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 計算期間を月の1日から末日までとして翌月15日に支給する。ただしこの日が金融機関の休業日に当たるときはその前日。

(2) 賞与 毎年6月、12月、3月。ただし、業績を勘案し支給しないことがある。

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により理事長及び常勤の理事を退任した後3ヵ月以内。

2 非常勤役員に対する報酬等は、業務に従事した都度及び理事会、評議員会に出席した都度、支給する。

3 評議員に対する費用は、評議員会に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことが出来る。

5 報酬等は、関係する法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第8条 新たに理事長及び常勤役員に就任した者には、その日をもって報酬の支給を開始する。

2 理事長及び常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日をもって報酬の支給を終了する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合は、1日からその日までの日数を分子とし、その月の総日数を分母として日割り計算を行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、日割り計算によらず、1ヵ月分の報酬を支給する。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張して業務の執行を行う場合は、別表5により報酬、日当、旅費及び宿泊費を支給することができるものとし、本条を適用する

場合は、第5条を重複して適用しないものとする。

- 2 前1項において、理事長及び常勤役員は、日当、旅費及び宿泊費を支給する。
- 3 前1項において、非常勤役員は、報酬、日当、旅費及び宿泊費を支給する。
- 4 前1項において、評議員は、旅費及び宿泊費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費は、実費として支給することができる。
- 6 宿泊を伴う出張は、旅行会社及び旅行代理店等で企画販売するパッケージツアーを可能な限り優先して利用することとし、この場合においては通常料金の宿泊費が別表5に記載された額と概ね同程度以内の宿泊施設を利用しなければならない。
- 7 旅費等は、事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務理事)

第10条 事業所の職員を兼務する理事は、理事として法人業務を執行する場合に限り、この規程を適用することができる。

(決議機関)

第11条 本規程に定めのない事項については理事会の承認を得るものとし、改正する必要がある場合には、理事会の決議を経て改正するものとする。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年6月17日から改定施行する。